

子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン(改訂版)

〇子育て世帯にとって安全・安心で快適な住まいや居住環境について、配慮すべきテーマや配慮事項のポイント、配慮事項に係る整備内容・水準を紹介しており、配慮すべきテーマの一つに、「バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止」を位置付けている。



配慮事項のポイント／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

必要性・重要性

- ひとり歩きができるようになる幼児前期の子どもや、好奇心が旺盛な幼児後期の子どもは、バルコニーや高所の窓・廊下等から転落してしまい、重大事故に至る危険性がある。
- バルコニー・窓・廊下等の手すりには、転落事故を防止するための工夫が求められる。

対応する子どもの年齢期

乳児期～小学生低学年

配慮事項のポイント

〈住戸専用部分(戸建住宅・共同住宅)〉

- バルコニーや廊下(開放されている側に限る。)に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造(足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔、手すりと床面との隙間など)とする。
- 手すりをまたぐ足がかりとならない安全な位置に、室外機置場・資源用ゴミ箱等の設置スペースを確保する。
- バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造の錠とする(ダイヤル錠、補助錠の設置など)。
- 2階以上の窓には転落の防止に効果的な手すりを設ける(手すりの高さ、間隔、手すりと窓台との隙間など)。

〈共用部分(共同住宅)〉

- 共用廊下に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造とする(足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔など)。



バルコニーの転落防止に配慮された手すり

手すりは転落の防止に効果的な構造とする



バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

空間別の主な配慮事項【バルコニー(共同住宅)】(抜粋)

配慮事項に係る整備内容・水準／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

バルコニー

手すりを転落の防止に効果的な構造とする

○手すりの構造に配慮する

- 足がかりのない形状とする
- 腰壁等(※腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分)の高さに合わせた高さに設置する

	腰壁等の頂部と床面等(※床面又は式台)との距離の小さい方		
	300mm未満	300mm～650mm未満	650mm以上
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁等から800mm	床面等から1100mm以上

- 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔	手すり最下部とバルコニー床面の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

日本住宅性能表示基準・評価基準
[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の手すりに関する評価基準において
等級5以上に相当

○子ども(幼児等)のよじ登りを防ぐ

- 手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的

安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

○室外機や資源用ゴミ箱等が子どもがバルコニーをよじ登る足がかりにならないようにする

- 手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する
- 十分な距離を確保できない場合は室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う

窓・窓サッシ

転落の防止に効果的な手すりを設ける(2階以上の窓の場合)

○乗り越え等を防止する手すり(柵)を設置する

- 窓台等(※窓台その他足がかりになるおそれのある部分)の高さに合わせた高さに手すり(柵)を設置する

	窓台等の高さが650mm～800mm未満	腰壁、窓台等の足がかりになる部分がある場合
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁、窓台等から800mm

- 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔 窓台等(高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分	手すり最下部と窓台の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

日本住宅性能表示基準・評価基準
[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の段差に関する評価基準において
等級2以上に相当

バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

○以下のクレセント錠を用いる

- ダイヤル錠の設置
- 手の届かない位置への補助錠の設置
※一般的には床上1,500mm程度以上の高さが想定される

※バルコニー、窓以外にも、廊下、階段について、手すりに関する基準あり